



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*9 和歌山県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則
(総務学事課)

○ 告示

230 特定非営利活動法人の設立認証の申請
(NPO協働推進課)

231 生活保護法による指定医療機関の廃止
(福祉保健総務課)

232 生活保護法による指定介護機関の廃止
(")

233 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定
(長寿社会推進課)

234 ふ化業者の登録 (畜産課)

235 保安林の指定 (森林整備課)

236 " (")

237 公共測量の実施 (技術調査課)

238 建設業法による経営規模等評価の申請の時期及び方法等
(")

239 電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路保全課)

240 平成18年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施
(都市政策課)

○ 諸報

和歌山県収用委員会公示送達 (収用委員会)

○ 正誤

平成18年2月24日付け和歌山県報第1736号和歌山県告示第194号中

規 則

和歌山県規則第9号

和歌山県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月7日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県情報公開条例施行規則(平成13年和歌山県規則第92号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項第3号中「除く。」の次に「以下この号において同じ。」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第230号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年4月16日まで縦覧に供する。

平成18年3月7日

和歌山県知事 木村良樹

1. 申請年月日

平成18年2月16日

2. 名称

特定非営利活動法人白浜レスキューネットワーク

3. 代表者の氏名

藤藪庸一

4. 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡白浜町3137番地の8

5. 定款に記載された目的

この法人は、三段壁および西牟婁周辺地域における、お年寄りから子どもまで幅広い年齢層の支援を求めている人々に対して、人命救助・生活自立支援・ボランティア参加に関する事業を行ない、また、支援者のネットワーク化を目指し隣人と関わり、受け入れ合い、愛し合う大切さを人々に分かち合っって人類共同体として社会に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第231号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年3月7日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋歯 2-25	後藤歯科医院	橋本市東家6-1-1	平成 18.1.31

和歌山県告示第232号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定によ

り指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年3月7日

和歌山県知事 木村良樹

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人野上町社会福祉協議会	海草郡野上町下佐々1408-4	社会福祉法人野上町社会福祉協議会	海草郡野上町下佐々1408-4	居宅介護支援、訪問介護	平成18.1.3
社会福祉法人野上町社会福祉協議会	海草郡野上町下佐々1408-4	社会福祉法人野上町社会福祉協議会	海草郡野上町下佐々1408-4	通所介護	平成18.1.3
社会福祉法人美里町社会福祉協議会	海草郡美里町神野市場36	社会福祉法人美里町社会福祉協議会	海草郡美里町神野市場36	居宅介護支援	平成18.1.3
社会福祉法人美里町社会福祉協議会	海草郡美里町神野市場36	社会福祉法人美里町社会福祉協議会訪問介護センター	海草郡美里町神野市場36	訪問介護	平成18.1.3

和歌山県告示第233号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したの

で、同法第93条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年3月7日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあつては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあつては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定員数	指定年月日
3071400588	社会福祉法人和生福会	海南市船尾115-59	理事長 村田静弘	介護老人福祉施設緑風苑	海南市孟子字波免709-1	50	平成18.3.1

和歌山県告示第234号

養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定により、次のとおりふ化業者の登録をした。

平成18年3月7日

和歌山県知事 木村良樹

登録番号	登録年月日	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び住所
第2号	平成18.3.6	株式会社イシイ 中部支社近畿支店 和歌山県紀の川市東野171-1	株式会社イシイ 中部支社近畿支店 和歌山県紀の川市東野171-1

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第236号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成18年3月7日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第235号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成18年3月7日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町松根字杉谷1829の1、1829の2、1829の3(次の図に示す部分に限る。)、1829の4、1829の6、1829の8、1829の9

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

1 保安林の所在場所 日高郡印南町大字川又字五嶋畑156の1から156の3まで

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第237号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成18年3月7日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 作業の種類 公共測量(デジタルマッピング)
- 2 作業期間 平成18年3月10日から平成18年3月31日まで
- 3 作業地域 日高郡印南町
西牟婁郡すさみ町

和歌山県告示第238号

建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の23及び法第27条の26の規定による経営規模等評価の申請の時期及び方法等並びに及び法第27条の29の規定による総合評定値の請求の時期及び方法等を定めたので公示する。

平成18年3月7日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請及び請求の時期
 (1) 和歌山県知事許可を有する建設業者については、申請及び請求の時期を決算期ごとに次のとおりとする。
 なお、詳細については別に定めるものとする。

決算期	申請及び請求の時期
平成17年10月、11月	平成18年4月
平成17年12月	平成18年5月、6月
平成17年1月、2月、3月	平成18年7月
平成17年4月、5月、6月	平成18年10月
平成17年7月、8月、9月	平成18年12月、平成19年1月

- (2) 国土交通大臣許可を有する建設業者については、主たる営業所を管轄する各振興局建設部又は海南工事事務所に日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時までの間に書類を提出するものとする。
- 2 申請及び請求の方法
 次に掲げる書類を提出するものとする。
 (1) 申請書、請求書及び添付書類
 ア 規則別記様式第25号の11による経営規模等評価申

請書及び総合評定値請求書

- イ 規則別記様式第2号の2による工事経歴書
- ウ 規則別記様式第25号の10による経営状況分析結果通知書(総合評定値の請求を申請する場合)
- エ その他別に定める添付書類

(2) 確認書類

別に定める書類

3 経営規模等評価の申請及び総合評定値通知の請求に係る手数料

(1) 手数料

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第2第19項第4号及び第5号に規定する経営規模等評価及び総合評定値の通知手数料の額

(2) 納付方法

和歌山県証紙を審査手数料証紙貼付書にはりつける。

4 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書を申請者あて郵便により送付する。

5 再審査の方法

(1) 経営規模等評価の結果について異議ある申請者は、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から30日以内に、次に掲げる書類を知事に提出して、再審査を申し立てることができる。

なお、総合評定値の請求を行っていた申請者については、再審査においても総合評定値を通知することとし、総合評定値の請求に係る手数料は納めないこととする。

ア 規則別記様式第25号の11による経営規模等評価再審査申立書

イ 当該経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

ウ 2に掲げる書類のうち異議のある審査項目を確認するために必要な書類

(2) 経営事項審査の基準その他の評価方法(経営規模等評価に係るものに限る。)が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の通知を受けた申請者は、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から120日以内に、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。

なお、総合評定値の請求を行っていた申請者については、再審査においても総合評定値を通知することとし、総合評定値の請求に係る手数料は納めないこととする。

ア 規則別記様式第25号の11による経営規模等評価再審査申立書

イ 当該経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

6 その他

詳細については、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課建設業班に問い合わせること。

和歌山県告示第239号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定した。

平成18年3月7日

和歌山県知事 木村良樹

道路の種類及び路線名	区 間	予 定 延 長	指定の 部 分
主要県道 白浜温泉線	西牟婁郡白浜町字小谷口3121番11から西牟婁郡白浜町字浜通り1664番地9地先まで	480m	上下線

和歌山県告示第240号

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成18年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、当該試験の実施に関する事務は、同法第15条の17第1項の規定により、和歌山県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成18年3月7日

和歌山県知事 木村良樹

1 試験期日及び時間

(1) 「学科の試験」

ア 二級建築士

平成18年7月2日(日)午前10時から午後5時10分まで

イ 木造建築士

平成18年7月23日(日)午前10時から午後5時10分まで

(2) 「設計製図の試験」

ア 二級建築士

平成18年9月24日(日)午前11時30分から午後4時まで

イ 木造建築士

平成18年10月8日(日)午前11時30分から午後4時まで

2 試験場

(1) 「学科の試験」

和歌山県立和歌山工業高等学校 和歌山市西浜3-6-1

(2) 「設計製図の試験」

和歌山県立和歌山工業高等学校 和歌山市西浜3-6-1

1

3 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成16年以降に二級建築士又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込に必要な個人情報の使用についてあらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込期間及び時間

(ア) 期間 平成18年4月1日(土)から平成18年4月7日(金)まで

(イ) 時間 午前10時から午後4時まで

イ 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込

ア 受験申込書の受付場所及び受付期間

(ア) 社団法人和歌山県建築士会

a 受付場所 和歌山市ト半町38 和歌山県建築士会館内

b 受付期間 平成18年4月10日(月)から平成18年4月14日(金)までの午前10時から午後4時まで

(イ) 社団法人和歌山県建築士会田辺支部

a 受付場所 田辺市朝日ヶ丘15-14 田辺建築センター内

b 受付期間 平成18年4月10日(月)及び平成18年4月11日(火)の午前10時から午後4時まで

(ウ) 社団法人和歌山県建築士会新宮支部

a 受付場所 新宮市馬町1-1-4 烏藤一級建築設計事務所内

b 受付期間 平成18年4月10日(月)及び平成18年4月11日(火)の午前10時から午後4時まで

イ 学科の試験の免除者の申請

学科の試験の免除の申請は、平成16年又は平成17年の試験の学科の試験(住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書を添付することにより行う。

ウ 受験申込方法

受験の申込みは、原則として上記アの受付場所に申込者本人が受験申込書を直接提出することにより行う。ただし、やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているもの限り、郵送を認める。郵送の場合は、受付期間の最終

日までの消印のあるもので、宛先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とする。

4 合格者の発表及び合否の通知

平成18年12月7日(木)(予定)

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、平成18年9月5日(火)(予定)に通知する。

5 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

6 その他

- (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成18年6月21日(水)ごろから財団法人建築技術教育普及センター支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。
- (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

諸 報

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局事業進行課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成18年3月28日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成18年3月7日

和歌山県収用委員会会長 森 薫 満

1 事件名

一般国道42号改築工事「那智勝浦道路」に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

平成18年2月24日付け17和収第7号「裁決書」

3 送達を受けるべき者

住所不明

住民票記載住所 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字川関

516番地

居軒忠

正 誤

正 誤

平成18年2月24日付け和歌山県報第1736号和歌山県告示第194号中

同上	新	3.30 }	1,238.00	
		16.00		

は誤りにつき、

同上	新	3.30 }	1,238.00	
		102.00		

に訂正する。